

貴洋会介護支援センター(居宅介護支援)

契約書別紙(重要事項説明書)

あなた(利用者)に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 貴洋会
主たる事務所の所在地	鳴門市撫養町立岩字五枚146番地
代表者(職名・氏名)	理事長 勝良 洋
電話番号	088-686-2080

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	貴洋会介護支援センター
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	鳴門市撫養町立岩字五枚146番地
電話番号	088-686-2080
指定事業所番号	徳島県指定 3670200058
管理者の氏名	吉岡 勝美
通常の事業の実施地域	鳴門市内

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人貴洋会が開設する貴洋会指定居宅介護支援事業所が行なう、指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が、在宅の要介護者及びその家族に対して指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	在宅で高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、関係市町村及びサービス実施機関等と綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとします。

4. 提供するサービスの内容

- ・ あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ・ あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその

家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ・ 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ・ 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ・ 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- ・ 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- ・ 医療系サービスを利用する場合などは、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- ・ あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- ・ あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて電話連絡等により24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1人	常勤	事業所の管理、運営
介護支援専門員	2人	常勤	居宅介護支援業務

※管理者と介護支援専門員は兼務とします。

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

